

令和 7 年度東員町エリア情報誌発行業務委託仕様書

第 1 委託業務名

令和 7 年度東員町エリア情報誌発行業務委託

第 2 委託業務期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで

第 3 業務目的

本業務は、本町の魅力について「東員町エリア情報誌」を作成・発行することで、町民や町に関わる人などに対し、東員町への誇り（シビックプライド）の醸成を図るとともに、町外に向けて発信することで、交流人口、関係人口、定住人口などの増加を目的とする。

第 4 業務内容

1 東員町エリア情報誌制作

東員町の魅力を引き出し、効果的に情報発信するため、以下の事項に留意のうえ、東員町エリア情報誌（以下、本誌）を制作すること。

（1）全般

受託者は、本業務の目的を理解し、企画・取材・執筆・編集・制作など本誌の制作に係る一連の業務を行うこと。

- ① 受託者は、全ての一連の業務が円滑に進むような人的体制の整備を行うこと。
- ② 受託者は、町と協議して企画から納品までの具体的なスケジュールを提出し、進行管理を確実に行うこと。
- ③ 編集会議（オンライン含む）を随時開催すること。
- ④ 本誌は、より効果的な情報発信が可能となるため、既存の地域情報雑誌等とタイアップして制作すること。なお、タイアップする雑誌等は、そのブランド力や認知度により、潜在的読者が興味を持つことが期待できる媒体を選定すること。

（2）企画

受託者は、次の事項に留意し本誌面の掲載内容や構成などについて企画（案）を作成し、町へ提案し協議を行うこと。また、町の要望に対し柔軟に対応すること。

- ① 誌面の掲載内容については、旬の情報のほか、より東員町の魅力を引き出し、町への誘客に繋がる内容とすること。
- ② （1）においてタイアップ選定した雑誌購読者層にあわせた情報を発信できるよう、受託者が町内の施設のオープンやリニューアル、キャンペーン等を含め比較的新しい情報を収集し掲載すること。

(3) 取材

受託者は、次の事項に留意し取材を行うものとする。

- ① 取材に際し、取材対象者へのアポイントメントの取得などは必ず受託者が行うこと。なお、町が行う必要がある場合などは町へ相談すること。
- ② 取材には、必ず身分を証明できるもの（社員証等）を携帯し、取材対象者に親切かつ誠実に対応し誤解等を招かないようにすること。
- ③ 取材時には、交通ルールなどを社会的ルールに反する行動をしないこと。
- ④ 所有者の許可なく私有地へ侵入することがないようにすること。
- ⑤ 写真取材の際、特に人物を撮影する際は、撮影対象者へ会社名および撮影目的を明確に説明し、必ず撮影及び本情報紙への掲載について許可を得ること。また、肖像権等の権利についても十分注意を払うこと。
- ⑥ 取材については、できる限り町の意向に沿うよう柔軟に対応すること。また、取材回数など調整が必要な場合は、随時町と協議を行うこと。
- ⑦ 町内において各観光資源の持つ魅力の再認識や新しい魅力の発見、埋もれている資源等の掘り起こしのため、できる限り町内において取材・撮影等を行うこと。なお、取材・撮影箇所については町と協議のうえ決定することとし、直接取材が行えない場合は、メールや電話において取材をすることを認めるが、丁寧なやりとりを心掛けること。

(4) 成果品の納品

本業務の成果品については、次のとおり委託期限内に納品を行うこと。

- ① 納品後町内外の施設等で配架する予定であることから、町が指定する納品場所（複数）へ納品できる体制を整えること。なお、納品にあたっては県内外 10 か所程度を想定している。
- ② 完成した本誌にかかるデータ（PDF データ、画像データ、ai データなど）を東員町役場政策課広報秘書係へ提出すること。

(5) 情報発信

本誌の掲載情報について効果的に情報を発信するため、本誌と連動し必ず受託者が関連する Web、SNS 等を活用し情報発信を行うこと。

- ③ 本誌の発行に合わせて企画し、実施すること。ただし、WEB や SNS を活用し発信するコンテンツの種類や内容は、効果的な情報発信となるよう選択、企画すること。
- ④ 発信する情報は、本誌に掲載した情報を中心とし、受託者の強みを活かした情報を多く掲載すること。ただし、全体のテーマや構成は PR 誌と合わせるものとする。

(6) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務が完了した場合、速やかに完了報告書及び実績報告書を提出すること。

第5 本誌の仕様

本誌の仕様は以下のとおりとする。ただし、以下は基本仕様とし、委託事業者による提案によって、以下の仕様を上回る使用へ変更することは妨げない。

- ① 体裁 A 4、針金中綴じ、16 ページ以上、4 色刷り
- ② 用紙 マットコート紙 四六判 90 k g 以上
- ③ 作成部数 8,000 部

第6 その他

- ① 本委託で生じるデータの所有権及び著作権については、東員町に帰属する。なお、データを町民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用するができるものとする。
- ② 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密及び取得した個人情報の適切な管理のために、次のとおり必要な措置を講じるものとする。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ③ 受託者は、本業務により得られたデータ等（受託者に著作権のあるデータ等を除く）について、本業務の目的以外に使用・流用等してはならない。
- ④ 受託者又は受託者であった者もしくは受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。
- ⑤ 受託者は、個人情報を受託した業務の目的の範囲内において使用しなければならない。
- ⑥ 受託者は、受託した個人情報を第三者に提供してはならない。
- ⑦ 受託者は、受託した業務として指示された場合を除き、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。
- ⑧ 受託者は、成果品が他者の知的財産権（所有権、著作権、肖像権等）を侵すものではないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- ⑨ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ⑩ 仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議のうえ定める。